

農林水第12号

監第58号

令和2年(2020年)4月23日

熊本県建設業関係団体各位

熊本県農林水産部長

熊本県土木部長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更等について

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月14日付け農林水第6号・監第26号）（以下「4月14日通知」という。）により、お知らせしたところですが、今般、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡がありました。

つきましては、本県においても感染拡大防止対策に係る設計変更について、別途通知を行うまでの間の取扱いを下記のとおり定めましたので、貴団体会員へ周知くださるようお願いいたします。

記

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行う。そのうえで、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策（裏面参照）については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行う。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

○労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理费率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理费率による計算の対象外とする。